

国立大学法人滋賀医科大学における会計監査人候補者の選定について（公募）

令和7年1月6日
国立大学法人滋賀医科大学

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出することとされています。

つきましては、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）から会計監査人候補者選定のための提案書を下記のとおり募集します。

記

1. 会計監査人の資格

- (1) 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号、第15条第4号及び第15条第4号の2の使用人には、非常勤講師も含まれると解されるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨留意願います。

2. 会計監査人の任期

今回の候補者の選定は、令和7年度から令和9年度までの複数年（3年間）にわたる候補者の選定とします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

令和8年度以降については、毎年度、候補者より提案書を提出いただきます。本学においてその内容を確認し、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

なお、選定された者が金融庁からの行政処分等を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3. 会計監査人候補者の選定方法

本学に設置した会計監査人候補者選定委員会において、①書類審査及び②プレゼンテーション形式による企画審査の結果を総合的に勘案し候補者の選定を行います。各審査の実施方法は次のとおりです。

① 書類審査

会計監査人候補者選定委員会で作成する「会計監査人候補者選定 評価基準」に基づき、提出いただいた提案書について書類審査を行います。

② プレゼンテーション形式による企画審査

①の書類審査の合格者を対象に、令和7年2月21日（金）に提案書の内容等に関するプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細については、別途ご連絡いたします。

4. 提出書類

- (1) 提案書 8部 A4判（別紙「提案書の記載事項について」を参照のうえ、作成願います。）
- (2) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 8部

5. 提出期限

令和7年2月7日（金） 17時までに必着（持参も可）

6. その他

（1）提出された提案書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、公開を要する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、理由を付して当該事項を指定してください。

<提案書の提出先及び問い合わせ先>

〒520-2192

大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学監査室 黒瀬

電 話：077-548-3655

F A X：077-548-3653